

府民税株式等譲渡所得割に係る更正請求の提出書類について

【必要書類】

- ・特定株式等譲渡所得金額等に係る府民税の更正請求書
（大阪府ホームページよりダウンロード）
- ・申告時に記載した税額が過大である事実を証する資料等

（過大である事実を証する資料の例）

非居住者に課税の場合

- 1 金融機関へ提出した非居住者口座への変更手続きに係る書類等、非居住者であること
（日本が主たる居住地でないこと）が分かるもの
- 2 非居住者となる期間（始期と終期）と、その理由が分かるもの
- 3 利払日、支払額、源泉額等が確認できるもの

過誤納の場合

- 1 帳簿等、誤りの内容が分かり、同時に正しい支払額と税額も分かるもの

非課税口座で行う取引を誤って一般口座で取扱いした場合

- 1 非課税口座ではなく課税口座として登録されていたことが分かるもの
- 2 配当等支払日、支払額が分かるもの

※郵送により提出する場合で、更正請求書の控えの返送を希望される方は、更正請求書の控え及び切手を貼った返信用封筒を同封してください。